

中央埠頭（-7.5M）岸壁 利用のご案内

1 施設位置図



2 利用案内

施設概要	長さ 130m (インターロッキング舗装部分 約 50m) 岸壁高 3.27m (干潮時) / 深さ 7.5m (干潮時)
着岸可能時間	24 時間可能
離岸可能時間	24 時間可能
対象船舶	全長 24m 以上のプレジャーボート (1ft=0.3048m で換算)
使用申込方法	★船舶代理店経由で高松港管理事務所に FAX 又は電子メールで申請 高松港管理事務所 住 所：香川県高松市サンポート 1-1 高松旅客ターミナルビル 5 階 T E L：087-851-3442 e-mail：takamatsukokanri@pref.kagawa.lg.jp
予約可能期間	使用する日の1年前の応当日の属する月の初日 (初日が管理者の閉庁日の場合は、その日以降の最も近い開庁日) から前日の午前中まで 予約は <u>FAX 又は電子メールでのみ</u> (予約受理後、その旨通知します) ※使用する日の1か月前までに使用許可申請書を提出してください。提出がない場合、予約を取り消します。
使用料金	800 円/m (1日あたり) ※給電及び給水料金が含まれています。 24 時間を超える係留の場合は 24 時間ごとに1日となります。
支払方法	送付する納入通知書により支払い

3 注意事項

船舶代理店

- (1) 使用申請書提出の前に、管理者が指示する海域利用者等と入出港について調整してください。
- (2) 使用日時に変更がある場合は、それが分かった時点で、速やかに海域利用者等と再調整を行うとともに、そのことを高松港管理事務所に連絡してください。
- (3) 海域利用者等との調整内容及び高松港管理事務所が指定する係留場所を船長に伝え、調整内容等が守られるように調整してください。

船長

- (1) 海域利用者等との調整内容を遵守し、港内の安全に注意を払ってください。
- (2) 港内は最徐行し、引き波の立たない速度で航行してください。
- (3) 入出港の日程に変更があった場合、速やかに担当の船舶代理店にその旨を伝えてください。
- (4) 高松港管理事務所から指定された係留場所に係留してください。

共通

- (1) 連続して使用できる日数は原則7日以内です。ただし、許可を受けた期間の最初の日以降であれば、継続して使用許可申請をすることができます。
- (2) 岸壁上は、船舶の乗降に限り使用が可能です。
- (3) 離着岸時や係留中の船舶は使用者の責任において管理してください。香川県の責めによらない事由により生じた船舶への損害については県はその責を一切負いません。
- (4) 使用者が船舶の離着岸時や係留中に、港湾施設や他の船舶等に損害を与えた時は、遅滞なく高松港管理事務所に届け出るとともに、使用者がその責任においてその損害を賠償し、解決してください。

4 禁止行為

下記の行為は禁止です。

- (1) 港湾の利用又は保全に著しく支障を与える行為
- (2) 港湾施設を損傷し、又は汚損する行為
- (3) 港湾施設の機能を妨げ、又は低下させる行為
- (4) 近隣事業者の事業活動に支障を与える行為
- (5) 付近の航行等に対し支障を与える行為
- (6) 物品の販売等営利を目的とした行為
- (7) 官公署の保安活動に対して支障を与える行為

5 その他の事項

- (1) この施設の管理上必要な指示を高松港管理事務所からすることがあります。
- (2) 施設の管理上支障がある場合、この施設の使用を中止させることがあります。
- (3) 「3 注意事項」及び「4 禁止行為」に違反した場合や県の指示に従わなかった場合、以降この施設の使用を禁止することがあります。

6 緊急時の連絡先

高松港管理事務所（TEL：087-851-3442） ※予約時の連絡先と同じです。